

一、從業員中僅年少十キ造作部及家島部二十六名が主トナリ、同業
 木材労働組合（全帳系）ノ応援ヲ亦メ日給制度ニヨリ給與方
 及差セルカ容易ニ廿八日全社鎌田専務ヨリ最後日給一円五十銭
 ノ生活保障スル旨言明セルニヨリ之カ態度ニ付提議中（五月
 三十一日労務第一六九三號）ナルコト既報セルカ其ノ後若嶺
 場ト提議ノ結果本月二日前叙専務ノ言明ヲ承認スルコト、十
 リ代表トシテ高野外五名カ此旨会社ニ申出タリ
 ニ會社ニ於テハ其後注文引渡ニ極力努メタルニヨリ作業相当多
 量ニナリ他面從業員ノ賃金第一ヲ滿シタルニヨリ前記ノ如ク同
 満解決スルニ至レリ
 右及申（通）報候也

六二〇 / 六六〇

15.7.1
1305

勞務第一九七三號
 昭和五年六月二十五日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏殿
 社 會 局 長 官 殿
 大坂神奈川兵庫各府縣知事 殿

深川合同新聞店配達人勞働率議ニ関スル件

（第一報發生）

顯記新聞店配達人、紛争ニ関シテハ既報（六月二十四
 日勞務第一九五。號）ノ後其後ノ状況左記ノ通ニ有之